

財務諸表に対する注記（法人全体用）

2024年3月31日
社会福祉法人 京都ライトハウス

1 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ②満期保有目的の債券以外の有価証券：市場価格等に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品
残存価額を1円とする定額法によっている。
- ②リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
- ③ソフトウェア
残存価額をゼロとする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ①退職給付引当金
(法人独自の退職金支給規程)
職員の退職給付に備えるため、当期末における法人の退職金支給規程に基づく期末自己都合要支給額を計上している。
- ②賞与引当金：職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- ③徴収不能引当金：金銭債権のうち、債権金額から回収見込額を控除した金額を徴収不能引当金として計上するが、今年度は重要性が乏しいため計上はしていない。

(4) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 重要な会計方針の変更

該当なし

4 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 一般財団法人京都府民間社会福祉施設職員共済会が実施する退職共済制度
- (2) 京都社会福祉事業企業年金基金が実施する退職共済制度
- (3) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

5 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

なお、「用具販売」は公益事業に該当するが、施設拠点区分の「管理」と一体的に事業実施しているため、社会福祉事業の施設拠点区分としている。また、「眼科相談」も公益事業に該当するが、相談支援事業と一体的に実施しているもので、社会福祉事業の相談支援拠点区分としている。

- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
公益事業は福祉事業に含み作成。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ① 本部拠点（社会福祉事業）
 - ② 施設拠点（社会福祉事業）
 - ・管理
 - ・情報ステーション
 - ・情報製作
 - ・用具販売
 - ③ あいあい拠点（社会福祉事業）
 - ・発達支援
 - ・放課後デイ
 - ・保育所等訪問
 - ④ 鳥居寮拠点（社会福祉事業）
 - ・施設入所支援
 - ・自立訓練
 - ⑤ らくらく拠点（社会福祉事業）

- ⑥ FSトモニ一拠点（社会福祉事業）
 - ・就労継続支援（B型）
 - ・就労継続支援（A型）
- ⑦ 相談支援室拠点（社会福祉事業）
 - ・地域移行支援（相談支援室ほくほく）
 - ・地域定着支援（相談支援室ほくほく）
 - ・特定相談支援（相談支援室ほくほく）
 - ・眼科相談
- ⑧ 朱雀養護拠点（社会福祉事業）
 - ・養護
 - ・特定
 - ・同行援護
- ⑨ 朱雀特養拠点（社会福祉事業）
 - ・特養
 - ・短期
 - ・通所
 - ・居宅

6 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	1,733,000			1,733,000
建物	2,030,282,275		117,150,655	1,913,131,620
合計	2,032,015,275	0	117,150,655	1,914,864,620

7 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8 担保に供している資産

担保に供されている資産

建物（基本財産）	1,273,811,611 円
計	1,273,811,611 円

債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	963,351,000 円
計	963,351,000 円

9 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	当期増減額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	3,601,416,630	0	1,686,552,010	1,914,864,620
建物（付属）	19,328,100	0	9,875,776	9,452,324
構築物	2,950,000	0	1,118,125	1,831,875
機械装置	47,415,015	△ 858,900	44,960,102	1,596,013
車輛運搬具	49,062,300	2,600,000	41,880,532	9,781,768
器具及び備品	176,824,696	1,973,809	158,712,008	20,086,497
ソフトウェア	6,808,976	363,000	5,068,736	2,103,240
無形リース資産	7,365,600	0	4,542,120	2,823,480
合計	3,911,171,317	4,077,909	1,952,709,409	1,962,539,817

10 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	132,048,724	0	132,048,724
未収金	65,799,020	0	65,799,020
未収補助金	15,866,021	0	15,866,021
合計	213,713,765	0	213,713,765

11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12 関連当事者との取引の内容

該当なし

13 重要な偶発債務

該当なし

14 重要な後発事象

消費税の修正申告に関連し、その延滞税を2024年度に277,300円納付。

15 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

京都市より受託してる相談支援センター事業について、2018～2022年度委託料が課税取引として消費税の修正申告するよう、京都市障害保健福祉推進室より指示があり、5年遡りの修正申告し消費税11,880,100円を納付した。その納付額に対し、京都市より10,868,600円の補助金として収入計上している。

以上